

手配旅行 旅行条件書

お申込みの際は必ず印刷の上、本旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社カミカツリスト（徳島県勝浦郡上勝町大字福原字古川61番地の1、徳島県知事登録旅行業第2-146号 以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様に依頼により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。※取扱料金については、別表にてご確認ください。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。
申込金は、旅行代金・取消料・取消手数料その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。
- (3) 本項（2）の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けことなく、旅行契約は成立いたします。
 - ① 申込金のお支払いを受けことなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。
 - ② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けことなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
 - ③ 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当社が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。

3. 申込条件

- (1) 申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、は保護者または保護者が指定した16以上の方の同行が必要です。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行の申込時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (4) その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます）をいいます。
- (2) 旅行代金は請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として收受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。
- (3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいたします。

6. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消するために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に要する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいたします。
※変更についての規定および変更料・変更手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別表にてご確認ください。

7. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除
お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・取消手数料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う

費用

- ③ 当社所定の取消手数料
※取消についての規定および取消料・取消手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別表にてご確認ください。
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。
 - ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- ③ 当社所定の取消手数料
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。
この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻いたします。

8. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

9. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りませ）
- (2) 手荷物について生じた本項（1）の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）
- (3) 免責事項
当社はお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、または旅行日程が変更された場合
 - ② 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取消され、または搭乗を拒否された場合
 - ③ お客様のご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）および出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、または航空券が無効になった場合
 - ④ お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合
 - ⑤ お客様が航空券等の紛失または盗難に遭った場合
 - ⑥ お客様のご都合または乗り遅れてのご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。
- (4) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいたします。